

## 令和6年2月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年2月16日(金) 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時40分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、網野美秀教育長職務代理者  
瀬切陽一教育委員、木村一恵教育委員、荻久保メイ子教育委員
- 4 事務局(説明員)  
北澤勝己教育こども課長 岩波洋課長補佐兼生涯学習係長  
平澤暁俊教育総務係長、亀割英人スポーツ振興係長、  
田中慎太郎健康サポート係長、平林美香図書館長、  
堀内一真子育て支援係副主幹、藤森亮馬教育総務係主査

## 令和6年2月定例教育委員会 次 第

令和6年2月16日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議案件
  - (1) 議案第4号 令和5年度 一般会計補正予算(第10号)について
  - (2) 議案第5号 下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則の制定について
  - (3) 議案第6号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
  - (4) 議案第7号 下諏訪町こども家庭センター設置要綱の制定について
  - (5) 議案第8号 下諏訪町立小中学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
  - (6) 議案第9号 下諏訪町人権教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
  - (7) 議案第10号 指定校変更の承諾について
- 5 報告事項
  - (1) 令和6年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩<sup>o</sup>」の開館予定について
  - (2) 令和6年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について
  - (3) 令和6年度下諏訪体育館の開館予定について
  - (4) ふれあい広場秋宮スケートリンクの実施報告について
  - (5) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

【会議録】 議事の内容

- 1 開 会 松崎教育長
- 2 会議録署名委員の指名 網野美秀教育長職務代理、木村一恵教育委員
- 3 教育長報告
- 2 (金) ○北小参観日
- 6 (火) ○社中参観日  
○田中尚二元下諏訪中学校長従六位叙位伝達式
- 7 (水) ○総合教育会議
- 9 (金) ○町校長会
- 13 (火) ○下中参観日

【以下予定】

- 16 (金) ○南小参観日  
○定例教育委員会
- 20 (火) ○学校保健会総会

質疑なしー了承

4 付議案件

- (1) 議案第4号 令和5年度 一般会計補正予算(第10号)について  
〈北澤課長〉説明

議案第4号 令和5年度下諏訪町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。最初に、「③歳出」をご覧ください。3款・民生費 2項・4目 保育所管理運営事業費の18節・負担金補助及び交付金の1,241万3千円は、町内公立保育所以外の施設への入所・入園に係る施設型給付費等負担金について、保育利用者の増加により、当町公立保育所以外の施設に入所・入園していただく方が当初見込んだ人数より多くなったことに伴い、各施設を利用するに当たり不足する負担分を増額補正するものであります。

5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の22節・償還金利子及び割引料の235万4千円は、低所得の子育て世帯への生活支援のため、一律5万円を支給する特別給付金(きん)給付事業について、令和4年度の事業費及び事務費の支出額が確定したことに伴い、超過分を国庫に返還するものでございます。

続きまして、10款・教育費・1項・3目 こども未来基金貸付事業費の24節・積立金の95万4千円は、ふるさとまちづくり寄附金として21件、93万4千円及びこども未来寄附金として1件、2万円を賜ったことから、「こども未来基金」に積み立てるものでございます。なお、年度末における「こども未来基金」の残高は、2,377万7,789円となる見込みでございます。

4項・4目 図書館管理費の10節・需用費の42万2千円は、昨今のエネルギー価格の高騰による影響、及び利用者増に伴うエアコン使用量の増加により、当初見込んだ予算額に不足が生じることから、不足見込み額を増額補正するものであります。

5項・3目 スポーツ施設管理費の17節・備品購入費の210万9千円は、総合運動場テニスコートなどで整地整備のため使用しているコートローラーの故障に伴い、多額な修理費用及

び車両の経過年数等を考慮し、新規購入することとし、その購入費用を補正するものでございます。

5 項・4 目 高浜健康温泉センター管理費の 10 節・需用費の 140 万円は、図書館同様、「ゆたん歩<sup>o</sup>」においても、エネルギー価格高騰による影響及び利用者増に伴うエアコン使用量の増加により、当初見込んだ予算額に不足が生じることから、不足見込み額を増額補正するものでございます。

次に、お戻りいただき、「①繰越明許費(くりこしめいきょひ)の補正」をご覧ください。

10 款・教育費 5 項において、先ほどご説明いたしました、スポーツ施設整地機器購入事業におけるコートローラー購入に当たり、3 月本議会において補正予算をお認めいただいたのちに入札を行いますが、年度末までに納入されなかった場合を想定し、全額を令和 6 年度へ繰越明許とするものでございます。

続きまして、「②歳入」についてご説明いたします。

14 款・1 項・1 目 2 節・児童福祉費負担金の 510 万 3 千円は、施設型給付費等負担金に対応する国の負担に係る「こどものための教育・保育給付費負担金」で、補助率は 2 分の 1 でございます。

15 款・1 項・1 目 2 節・児童福祉費負担金の 255 万 1 千円も同様に、施設型給付費等負担金に対応する長野県の負担に係る負担金で、補助率は 4 分の 1 でございます。

2 項・1 目 2 節・児童福祉費補助金の 100 万 3 千円は、只今、ご説明いたしました国及び県の負担金以外の地方単独費用に対する長野県の補助金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

次に、17 款・1 項・3 目 1 節・教育総務費寄附金の 2 万円は、こども未来寄附金として安達伸一様より賜ったものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

質疑なし承認

## (2) 議案第 5 号 下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則の制定について (北澤課長) 説明

それでは議案第 5 号下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則の制定について、ご説明いたします。9 ページをお願いします。

本規則は、令和 10 年に開催される第 82 回国民スポーツ大会において、当町がローイング及びトライアスロンの 2 競技の主会場となることから、これまで準備を担当してきたスポーツ振興係内に「国民スポーツ大会準備室」を設けることで、競技開催への準備を進めるとともに、大会を円滑に実施するため、制定するものでございます。

それでは、規則の条項についてご説明いたします。第 1 条では、設置の目的を、第 2 条では、教育こども課に所属することを定めております。第 3 条では、国民スポーツ大会に関すること、及びその他教育委員会が必要と定める事項を事務分掌とし、第 4 条では、室長及びその他の職員を置くなどの職制等を規定し、第 5 条では代決処理について、第 6 条では代決後の処理について、定めております。

なお、附則において、令和 6 年 4 月 1 日から本規則を施行することとしております。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

質疑なし承認

(3) 議案第6号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
〈北澤課長〉説明

それでは議案第6号下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料は11ページをお願いいたします。

本規則は、令和6年の児童福祉法の改正により、母子保健及び児童福祉に係る各種相談を一体的に行うため、こども家庭センターの設置が努力義務化されたことに伴い、近年増加傾向にあり、内容も複雑化、深刻化している児童に対する相談体制を強化するため、第3条第2号及び第4条第2項第2号中、主管係である「子育て支援係」から児童相談及び児童虐待等に係る「母子、父子及び寡婦福祉に関する」事務を分割し、こども家庭相談に関する事務に係る「こども家庭センター」の機能を併設する「こども家庭相談係」を第3号として加えるとともに、「子育て支援係」の名称を「保育係」に改める一部改正を行うものでございます。

また、第4条第2項中、スポーツ振興係の事務分掌に、「(1) 下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則の制定」でご説明いたしました、国民スポーツ大会準備室の設置に伴う、「国民スポーツ大会に関する」事務を加える一部改正を行うものとなります。

本規則により、教育こども課は、7係体制となります。なお、12ページ、13ページは新旧対照表となります。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

《網野職務代理》

子ども家庭相談係について専門家を置いて対応するということか。相談員は役場の職員か。

〈堀内副主幹〉

係体制についてですが、統括支援員を置かせていただいて、そこについては専門知識を持った者が統括していただく形になります。係員についても相談業務をしていただき、元々、現在子育て支援係に相談員がおりますので、その者に加えて新たに配置させていただき対応と考えております。現在は元保育士園長をやられていた方が会計年度任用職員として相談員をしており、あと正規の職員が兼務で1名しております。

質疑以上ー承認

(4) 議案第7号 下諏訪町こども家庭センター設置要綱の制定について  
〈北澤課長〉説明

それでは議案第7号下諏訪町こども家庭センター設置要綱の制定についてご説明いたします。資料は14ページのご覧ください。

本要綱は、(2) 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の中でもご説明いたしました、こども家庭センターの設置について、要綱を定めるものでございます。

それでは、要綱の条項についてご説明いたします。第1条では、児童福祉法第10条の2及び母子保健法第22条の規定に基づき、児童福祉及び母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を行うために設置する目的を規定しております。第2条では、本要綱において使用する用語を定義し、第3条では、教育こども課に置くことを定めております。第4条では、町内に住所を有する全てのこども、及びその家族並びに妊産婦等を対象に、実情の把握、各種相談、関係機関との連絡調整及び支援に関する計画の作成などを業務内容とすることを規定しております。第5条では、センター長、統括支援員及びその他の専門的職員を置くなどの組織を規定

し、第6条では、業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、関係機関等と緊密な連携を図ることを、第7条では、秘密の保持を定めております。第8条では、本要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が定めるとしてしております。なお、附則において、令和6年4月1日から本要綱を施行することとし、併せて下諏訪町子ども家庭総合支援拠点設置要綱は廃止するとしております。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(5) 議案第8号 下諏訪町立小中学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について  
〈北澤課長〉説明

それでは議案第8号下諏訪町立小中学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。

本要綱は、コロナ禍に引き続く物価高騰による影響を受けている学校給食の提供について、保護者に負担を求めず、安定した学校給食を児童・生徒等へ提供するため、第3条及び附則第2項中、時限を1年延長する一部改正を行い、令和6年度中に提供する学校給食に係る食材等の経費についても、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

なお、18ページ、19ページは新旧対照表となります。説明は、以上となります。

《網野職務代理》

予算の範囲内の補助ということだが、足りない場合など補正予算になるのか。

〈平澤係長〉

現状では給食費については決まった金額がありますので、基本的にはその中で対応していただくという形になります。

質疑以上ー承認

(6) 議案第9号 下諏訪町人権教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について  
〈北澤課長〉説明

それでは議案第9号下諏訪町人権教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。資料は21ページをご覧ください。本要綱は、(2)下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の中でご説明いたしました、こども家庭相談係の新設及び保育係への改称に伴い、第3条で規定してあります、本委員会の委員の組織について、文言を改める一部改正を行うものでございます。なお、22ページは新旧対照表となります。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(7) 議案第10号 指定校変更の承諾について  
〈平澤係長〉説明

※個人情報につき非公開審議録

指定校変更1件について審査し、承認

## 5 報告事項

(1) 令和6年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩<sup>o</sup>」の開館予定について

〈田中係長〉説明

それでは、報告事項(1)「令和6年度下諏訪町高浜健康温泉センターゆたん歩<sup>o</sup>の開館予定について」ご報告いたします。

高浜健康温泉センター「ゆたん歩<sup>o</sup>」につきましては、条例において休館日を火曜日、火曜日が祝日の場合はその翌日と定めており、これに基づき開館カレンダーを作成しております。

令和7年1月8日・9日につきましては、例年行っている年に1度の設備等のメンテナンスのため、臨時休館とさせていただきます。なお、年末の12月29日から新年の1月3日までにつきましては、職員の負担軽減などを考慮し、昨年度と同様、午後5時閉館とさせていただきますと思います。

疑義なしー了承

(2) 令和6年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について

〈田中係長〉説明

つづいて、報告事項(2)「令和6年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について」ご報告いたします。

健康ステーション・健康フィールドにつきましては、条例において休館日を①火曜日、火曜日が祝日の場合はその前日、②祝日の前日、③年末年始の12/29～1/3までと定めております。

祭日の振替日については、利用者の利便性を考慮し、週末はできるだけ開館日とする、休館日を分散させるなどの点を加味して、調整をしている箇所があります。これに加えて、例年、8/15の諏訪湖花火大会につきましては、近隣が大変混雑することから、祝日の振替休日をあて、休館日とさせていただきます。説明は以上でございます。

疑義なしー了承

(3) 令和6年度下諏訪体育館の開館予定について

〈亀割係長〉説明

令和6年度下諏訪体育館の開館予定について、私からご説明させていただきます。

町体育館は、条例に基づき毎週火曜日と祝日の翌日を休館日として、平日は午前9時から午後9時まで活動を行っております。また町民の皆さまに広くスポーツに親しんでいただくため、年間で11日間の無料開放日を設定させていただきました。

なお、冬季閉鎖しております屋外施設につきましては、4月6日(土)から11月24日(土)までのオープンを予定しております。令和6年度も多くの皆さんに利用していただき、皆さんの健康増進に努めてまいりたいと思います。

私からの説明は以上となります。

疑義なしー了承

(4) ふれあい広場秋宮スケートリンクの実施報告について

〈亀割係長〉説明

資料29ページをご覧ください。

ふれあい広場秋宮リンクは、今年も多くの方々にご利用をいただくため、年末から準備を進め、開場式を1月5日に行いましたが、今年は更に暖冬の影響を受け、氷の状態も万全な状態とは言えず、滑走可能日数も、昨年の半分の13日となってしまいました。

こうした状態であるため、令和元年から開催が出来ていない氷上祭も中止せざるをえなかったほか、2月上旬には、警報が出るほどの大雪のため、今年度は予定より早期の閉鎖となっしまい、滑走可能日数に比例して、利用人数も減少し、今年是对前年度比で1,396人減の1,518人の皆さんにご利用をいただきました。また、町内小学校の1年生から4年生までの児童の皆さんが毎年、交代でスケート教室を楽しんでいただいておりますが、今年南小1年生の皆さんは、リンクの状態やタイミングなどの理由から、スケート教室が出来ませんでした。

来年は、こうした反省も踏まえ、開場式や氷上祭も弾力的に対応できるような日程を検討していくほか、天然リンクであるが故、気候の影響を強く受けることとはなりますが、滑走可能となる日を増やしていけるよう努めてまいります。私からの説明は以上となります。

疑義なしー了承

(5) その他ーなし

## 6 その他

〈平澤係長〉

次回の定例教育委員会の日程は3月27日（水）午後4時からとさせていただきますのでお集まりいただきますようお願いいたします。

次に臨時教育委員会の日程になります。こちらにつきましては例年3月の頭ということでございましたけれども、今回につきましては2月の臨時教育委員会ということで、2月29日（木）午後4時からということでお願いいたします。

疑義なしー了承

## 7 閉会 午後4時40分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月27日

署名委員 網野 美秀

署名委員 木村 一恵

調整職員 北澤 勝己